

## 指定校の変更・区域外就学について

1	指定校の変更	住所地に基づき指定された学校(指定校)ではなく、市内の別の学校へ通うことをいいます。
2	区域外就学	住所地に基づき指定された学校(指定校)ではなく、市町村をまたいで別の学校へ通うことをいいます。申請は、実際に通学する学校の所在市町村に対して行います。居住市町村と学校所在市町村とで協議の上許可します。

## 指定校の変更及び区域外就学審査基準

指定校の変更及び区域外就学は、下表の理由により許可します。

申請には、指定校の変更申請書又は区域外就学願書に加えて、下表の必要添付書類の提出が必要です。

事由	就学を認める学校	許可できる期間	必要添付書類
1 学年途中の転居の場合	転居前に通学していた学校	小学校1年生から6年生 →その学年が終了するまで (ただし、小学校5年生を除く)  中学校1年生から3年生 →その学年が終了するまで (ただし、中学校2年生を除く)	なし
2 小学校5年生または中学校2年生の時に転居した場合	転居前に通学していた学校	卒業まで	なし
3 兄弟と同じ学校に通う場合	兄弟が通学している学校	兄弟が就学している期間	なし
4 新築や住居購入等により、転居が確定している場合	転居先のある校区の学校	おおむね1年間を限度として必要な期間	建築請負契約書、不動産売買契約書、建築確認の確認済み証等、新住所に転居することが確実であると証明できる書類
5 自宅の新築や改装のための一時的な転居の場合	自宅のある校区の学校	おおむね1年間を限度として必要な期間	建築請負契約書、不動産売買契約書、建築確認の確認済み証等、新住所に転居することが確実であると証明できる書類
6 居住地が住民登録地と異なる場合	居住地のある校区の学校	中学校3年生までを限度として、必要な期間(ただし、毎年更新が必要)	居住証明書 (※居住地に住民票を移すことが前提のため、住民票の異動ができない理由を聴取します。)
7 保護者全員の就労等で放課後自宅に監護者がいない場合	放課後の預かり先がある校区の学校	中学校3年生までを限度として、必要な期間(ただし、毎年更新が必要)	・勤務証明書(保護者全員分) ※自営業の場合は、自営を証明する書類(営業許可証・開業届等の写し)または、営業収入を証明する書類(直近の確定申告書等の写し) ・本市様式[児童・生徒の預かりについて]
8 病弱・肢体不自由・発育不全等通学に配慮が必要と教育委員会が認めた場合	※個々の状況により判断しますので、まずは学校教育課までご相談ください。		
9 いじめ・不登校等の理由により心身の安全が脅かされる場合			
10 その他教育委員会が必要と認める場合			